

令和 8 年度 事前評価について（案）

令和 8 年度 事前評価について（案）

1 事前評価の実施

令和 8 年度において、新規に着手を予定している総事業費10億円以上の林野公共事業（施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く）を対象に、事業の必要性、効率性及び有効性の観点から、事前評価を実施した。

事前評価の実施地区数

（単位：地区数）

事業区分		評価実施地区数
補助事業	森林環境保全整備事業	23
	計	23

2 評価の視点

事業採択の適正な実施に資する観点から、事業の特性を踏まえ、事業の必要性、事業の効率性（費用対効果）、事業の有効性等から政策効果を把握し、チェックリストを使用することで総合的かつ客観的に評価を行った。

【チェックリスト】

ア 評価事項として、必須事項（事業の目標を達成するための基本的事項）と優先配慮事項（事業の実施要領等に定める事項）を設定。

イ 必須事項については、

- ①事業の必要性が明確であること、②技術的可能性が確実であること、③事業による効率性が十分見込まれること等について評価する。

ウ 優先配慮事項については、

- ①事業の有効性、②事業の効率性や実施環境等に関する事項について、原則として、「A」、「B」、「C」の三段階で評価する（参考 3 「林野公共事業における新規採択チェックリスト」）。

3 評価の結果

各事業実施地区の評価結果（案）については、資料 6 「令和 8 年度森林環境保全整備事業における事前評価結果（案）」のとおりである。